

**平成 28 年度第三者評価
(平成 22 年度再評価)
結果報告書**

平成 28 年 12 月 22 日

一般財団法人短期大学基準協会

目 次

平成 28 年度第三者評価(平成 22 年度再評価)結果について

1. 平成 28 年度第三者評価(平成 22 年度再評価)結果	1
2. 平成 28 年度第三者評価(平成 22 年度再評価)結果決定までの日程	1
3. 平成 28 年度第三者評価(平成 22 年度再評価)の経過	1
4. 評価結果の構成	2

資料 1 一般財団法人短期大学基準協会の概要	3
------------------------	---

資料 2 短期大学評価基準(平成 22 年度)	6
-------------------------	---

資料 3 評価組織

理事会理事及び監事一覧	21
-------------	----

第三者評価委員会委員一覧	21
--------------	----

第三者評価審査委員会委員一覧	22
----------------	----

資料 4 評価員一覧	22
------------	----

平成 28 年度第三者評価(平成 22 年度再評価)結果

1 聖セシリア女子短期大学	23
---------------	----

2 夙川短期大学	25
----------	----

3 福岡こども短期大学	27
-------------	----

(都道府県別順)

参考 会員校一覧	29
----------	----

平成 28 年度第三者評価(平成 22 年度再評価)結果について

一般財団法人短期大学基準協会

1. 平成 28 年度第三者評価(平成 22 年度再評価)結果

一般財団法人短期大学基準協会は、平成 28 年度に平成 22 年度第三者評価で「評価領域IX 財務」について課題があり「保留」とした 3 短期大学についてその再評価を行った結果、本協会が定める当該年度の短期大学評価基準を満たしたことから「適格」の認定を行いました。

「適格」と認定した短期大学

聖セシリア女子短期大学
夙川学院短期大学
福岡こども短期大学

(都道府県別順)

2. 平成 28 年度第三者評価(平成 22 年度再評価)結果決定までの日程

平成 28 年度の第三者評価決定までの日程は下記のとおりです。

- | | |
|-------------------|--------------------------|
| 平成 28 年 5 月 20 日 | 平成 28 年度第三者評価(再評価)申込受付締切 |
| 平成 28 年 5 月 27 日 | 評価を受ける短期大学(評価校)の決定 |
| 平成 28 年 6 月 30 日 | 再評価のための提出書類の提出締切 |
| 平成 28 年 7 月～8 月 | 書面調査の実施 |
| 平成 28 年 9 月 5 日 | 評価チームから領域別評価票の提出(最終締切) |
| 平成 28 年 9 月 12 日 | 第三者評価委員会財務部会の審議 |
| 平成 28 年 9 月 15 日 | 第三者評価委員会の審議 |
| 平成 28 年 9 月 15 日 | 理事会の審議 |
| 平成 28 年 9 月 16 日 | 評価校へ機関別評価案の内示 |
| 平成 28 年 10 月 17 日 | 異議申立書の提出締切 |
| 平成 28 年 12 月 12 日 | 第三者評価委員会による評価結果の審議 |
| 平成 28 年 12 月 15 日 | 理事会による評価結果の最終決定 |
| 平成 28 年 12 月 16 日 | 評価校へ評価結果の通知 |
| 平成 28 年 12 月 22 日 | 第三者評価結果の公表 |

3. 平成 28 年度第三者評価(平成 22 年度再評価)の経過

上記日程に沿って平成 28 年度第三者評価(平成 22 年度再評価)の経過を説明します。

- (1) 本協会は平成 28 年 5 月 20 日を締め切りに平成 28 年度第三者評価(再評価)の申込受付を行い、3 短期大学から申し込みがあり、平成 28 年度第三者評価(平成 22 年度再評価)を開始しました。

- (2) 第三者評価委員会では、第三者評価委員会委員のうちから6名の評価員を選出し、評価員3名で「評価チーム」を編成(2チーム)し、評価チームが1又は2短期大学の評価を担当しました。
- (3) 評価員は、評価校から提出された再評価のための書類に基づき、書面調査を行いました。評価チームは、評価チームとして領域別評価票を作成し、第三者評価委員会へ提出しました。
- (4) 今回の評価では、分科会に代わり財務部会が評価チームから提出された領域別評価票について検討を加え、当該評価チームからヒアリングを行った上、機関別評価原案を作成しました。
- (5) 第三者評価委員会では、財務部会が作成した機関別評価原案について、審議し、機関別評価案を作成しました。さらに平成28年9月15日に開催された理事会に機関別評価案の報告を行い、各評価校へ内示しました。
- (6) 今回、第三者評価委員会からの内示に対して、短期大学から異議申立てはありませんでした。
- (7) 理事会では、平成28年12月15日、第三者評価委員会から提出された機関別評価案を審議した結果、3短期大学について、本協会の短期大学評価基準を満たしたことから適格と認定しました。

4. 評価結果の構成

評価結果は、23ページ以降に短期大学ごとにまとめられています。各短期大学の評価結果は、「機関別評価結果」、「総評」、「領域別評価結果」で構成されています。

資料1 一般財団法人短期大学基準協会の概要

1. 概要

平成14年に学校教育法の一部が改正され、平成16年度からすべての短期大学は、当該短期大学の教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備などの総合的状況について、少なくとも7年間に一度、文部科学大臣の認証を受けた認証評価機関による評価（認証評価）を受けることが義務づけられました。

財団法人短期大学基準協会は、学校教育法第110条の規定に基づき、平成17年1月14日に認証評価機関として文部科学大臣から認証を受け、我が国の国公私立短期大学488校のうち、380校（平成18年1月末現在）が加盟しました。また、本協会の評価事業は公正性や社会からの信頼性を強く求められる公益性の極めて高いものであることから、本協会は、財団法人として、平成17年3月31日に文部科学大臣から許可を受けました。

この学校教育法の改正以前、特に、平成3年の大学審議会答申「大学教育の改善について」から始まった高等教育機関における改革の流れの中で、短期大学関係者は、その改革の基本的な方法として自己点検・評価の組織的な導入の必要性を認識し、短期大学の水準の維持・向上を図るとともに、短期大学の自己点検・評価による改善を支援するため、平成6年4月、任意団体として「短期大学基準協会」を設立しました。その際、日本私立短期大学協会の支援を得て、同協会に加盟しているすべての短期大学が参加しました。

以来、「短期大学基準協会」は、短期大学の自己点検・評価活動や短期大学相互評価の促進・支援及び地域総合科学科の適格認定評価などの実施などを通じ、短期大学の特色とそのあるべき姿について研究・検討を続け、平成17年3月31日をもって財団法人短期大学基準協会と改組し、その後、平成24年4月1日一般財団法人短期大学基準協会となり、現在に至っています。

2. 評価の対象と目的

本協会は、評価を通して短期大学教育の継続的な質の保証を図り、加えて短期大学の主体的な改革・改善を支援することで短期大学教育の向上・充実に資することを目的としています。本協会の行う第三者評価は、評価を希望するすべての短期大学（文部科学省の設置認可後、完成年度を経た短期大学）を対象に、短期大学の教育活動などについて総合的に評価するものです。また、本協会の評価に対する社会の理解と支持を得るために、評価システムや評価結果を公表します。

3. 第三者評価の実施体制

(1) 実施体制

本協会は、理事会の下に、第三者評価を行う組織として第三者評価委員会を設けています。同委員会では、第三者評価に関する基本方針の策定、第三者評価システム全体の点検・改善、機関別評価案の作成に関することなど、第三者評価の実施に関する事項を担当しています。

さらに、第三者評価を円滑に実施するため、次のような組織体制を整えています。

○ ALO（Accreditation Liaison Officer：第三者評価連絡調整責任者）

本協会の評価では、各短期大学の相互評価などを含む自己点検・評価活動を基礎にしていることから、その自己点検・評価活動や第三者評価を円滑に進める責任者を各短期大学に1名置いています。この責任者をALO（Accreditation Liaison Officer：第三者評価連絡調整責任

者) といひ、各短期大学が選任し、本協会に登録しています。

○ 評価員（評価チーム）

第三者評価委員会において、会員短期大学から選出された評価員候補者や学識経験者などのうちから当該年度に必要な評価員を委嘱し、評価校 1 校につき 4～5 名で「評価チーム」を編成しています。各評価チームは、評価校から提出された自己点検・評価報告書に基づき、書面調査等を行います。

また、評価に際して、チーム内の多様な意見を取りまとめ、評価校との連絡・調整を図る「チーム責任者」を選任します。

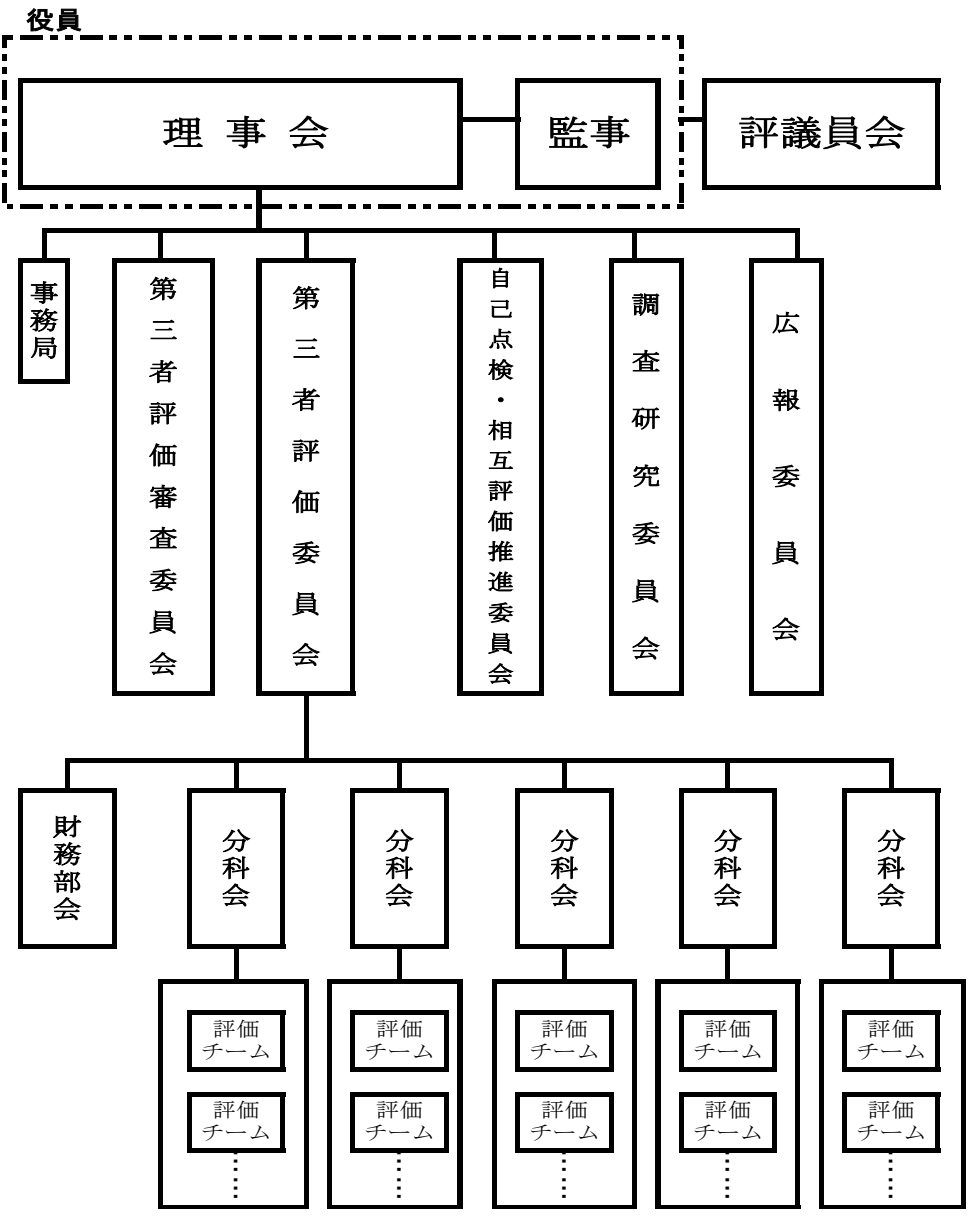
○ 第三者評価委員会財務部会

第三者評価委員会の下に、10 名以内の第三者評価委員会委員及び評価委員会が必要と認められた者で構成される第三者評価委員会財務部会を設け、財務状況の分析等に当たります。

○ 第三者評価審査委員会

第三者評価委員会が各評価校へ内示した機関別評価案に対して、評価校から事実誤認などによる異議申立てがあった場合の審査機関として、理事会の下に第三者評価審査委員会を設けています。同審査委員会は、本協会理事長の諮問に応じて異議申立てに対する審査を開始し、その審査結果を理事会へ報告します。

4. 一般財団法人 短期大学基準協会 組織図



資料2 短期大学評価基準(平成22年度)

短期大学評価基準

平成16年10月制定

平成20年5月改訂

<* 当該短期大学の特色等>

(評価員が評価を行うにあたり、あらかじめ貴学の特色を理解し、より正確な評価を行うために、できるだけ認識を深める必要がありますので、貴学の教育の特色ないし今後の方針等について記述して下さい。)

<評価領域Ⅰ 建学の精神・教育理念、教育目的・教育目標>

短期大学は、自らの建学の精神や理念の下で、それぞれ有為な人材育成をめざした教育研究活動を展開する短期高等教育機関である。そこでは、建学の精神を反映した明確な教育理念が掲げられ、それに基づいた教育目的や教育目標が具体的に明示されなければならない。また、こうした教育目的や教育目標は、教育理念とともに、当該短期大学にふさわしいものであり、さらに時代や社会の変化にも対応しながら、その適切性・妥当性について点検される必要がある。そして、教職員や学生はもちろんのこと、広く社会や国民にも明示され、理解されることが大切であり、そのための努力が求められるのである。

建学の精神・教育理念は、それらが各短期大学で展開されるすべての活動の基本に位置づけられるものである。それゆえ、評価領域・評価項目においても、この建学の精神・教育理念との関係において適確に評価されることが求められる。短期大学における教育の個性は、こうした建学の精神・教育理念の中にその本質が現れていると考えられる。

(評価項目1) 建学の精神・教育理念が確立していること

(評価の観点)

- (1) 建学の精神が確立し明確に示されているか。
- (2) 教育理念が確立し明確に示されているか。

(評価項目2) 教育目的・教育目標が明確であり点検の努力がみられること

(評価の観点)

- (1) 教育目的もしくは教育目標が全学的並びに設置する学科・専攻(以下「学科等」という。)に示されているか。
- (2) 教育目的もしくは教育目標は定期的に点検されているか。
- (3) 教育目的もしくは教育目標はどのような手続きで点検されているか。

(評価項目3) 教育目的・教育目標が共通に理解される努力がみられること

〈評価の観点〉

- (1) 教育目的や教育目標を全学的並びに設置する学科等において学生や教職員が共有するために具体的な施策を行っているか。
- (2) 日頃から教育目的や教育目標を実現し共有するための具体的な施策について理事会や教授会で議論しているか。

◇ 建学の精神・教育理念、教育目的・教育目標についての特記事項

- (1) 以上の評価項目以外に建学の精神・教育理念、教育目的・教育目標について努力している事項。
- (2) 特別の事由や事情があり、以上の評価項目及び評価の観点の求めることが実現（達成）できない事項。

〈評価領域Ⅱ 教育の内容〉

認証評価機関としての短期大学基準協会の最大の特徴は、教育面における評価を重視していることである。評価領域として教育の内容、教育の実施体制及び教育目標の達成度と教育の効果の三つを掲げているのはその証左であり、多様な学生のニーズと現状を踏まえた教育内容・方法を提供し教育目標を達成すること、また確実に教育実績や教育効果を積み上げていくことが肝要である。

短期大学の教育内容は、短期大学設置基準（通信による教育を行う学科の場合には、短期大学通信教育設置基準を含む。以下「設置基準」という。）を充たすものであると同時に当該短期大学の教育理念・目標を実現するために適切な教育課程が体系的に編成され、学生の主体的な学習の機会が保障されるものでなければならない。また、日常的にも授業内容や教育方法において必要な工夫や改善が行われ、効果的な学習が展開されるものでなければならない。

教育課程の体系的編成では、教養教育や専門教育が教育理念に沿ったものであり、科目区分や授業形態など必要な履修上の工夫とともに、適切な教員配置が求められる。他方、授業内容や教育方法においては、授業計画としてのシラバスあるいは授業の概要を示した講義要項の利用や教育の効果高めるための工夫・改善が求められる。

こうした教育の内容は、学問の進展や社会の発展に応じて常にその妥当性を検証し、組織的な改革・改善へと結びつける必要があり、各短期大学にはそうした努力が求められる。

（評価項目 1） 教育課程が体系的に編成されていること

〈評価の観点〉

- (1) 設置する学科等の教育課程には建学の精神や教育理念が反映され、またその内容はそれぞれの学科等の教育目的や教育目標に基づいたものであるか。
- (2) 設置する学科等の教育課程には教養教育への取組みがなされているか。
- (3) 設置する学科等の教育課程は短期大学の専門教育として十分な内容を備えているか。
- (4) 設置する学科等の教育課程の主要な科目に専任教員が適切に配置されているか。
- (5) それぞれの授業は短期大学にふさわしい内容とレベルを有しているか。
- (6) それぞれの授業の単位認定と評価は適切に行われているか。
- (7) 設置する学科等の教育課程改善への意欲は十分か。また教育課程改善への組織的な対応はな

されているか。

(評価項目 2) 教育課程が学生の多様なニーズに応えるものとなっていること

(評価の観点)

- (1) 設置する学科等の教育課程には免許・資格等の取得への配慮がなされているか。
- (2) 設置する学科等の教育課程の授業形態（講義、演習、実験・実習等）はバランスがとれているか。また、通信による教育を行う学科の場合には印刷教材等による授業（添削等による指導を含む。）、放送授業（添削等による指導を含む。）、面接授業もしくはメディアを利用して行う授業の実施方法が適切に行われているか。
- (3) 設置する学科等の教育課程は必修と選択のバランスが適切であり、また選択科目は学生に選択の自由を保障しているか。
- (4) それぞれの授業内容に応じたクラス規模は適当であるか。
- (5) 設置する学科等の卒業要件は適切であり、その要件は学生に理解しやすい表現となっているか。
- (6) それぞれの授業について学生は意欲を持って履修できるように工夫しているか。

(評価項目 3) 授業内容、教育方法及び評価方法が学生に明らかにされていること

(評価の観点)

- (1) シラバスあるいは講義要項等が作成され、事前に学生に配付されているか。また学生は活用しているか。
- (2) シラバスあるいは講義要項等は授業の概要を示す十分な内容を有しているか。また学生に理解しやすい表現になっているか。
- (3) それぞれの授業には教科書、参考書等が用意され、また参考文献等が示されているか。

(評価項目 4) 授業内容、教育方法に改善への努力がみられること

(評価の観点)

- (1) 学生による授業評価が定期的に行われ、その評価結果が授業改善のために活用されているか。
- (2) 短期大学全体の授業改善（FD活動等）への取組みは活発か。また授業改善のための組織等が設置され活発に活動しているか。
- (3) それぞれの授業の担当教員は授業改善への意欲を持っているか。
- (4) 授業担当者間での意思の疎通、協力・調整はなされているか。また兼任教員（非常勤講師）との意思の疎通はなされているか。
- (5) 授業改善や教員の能力開発のための経費は準備されているか。
- (6) 授業改善を支援する職員の研修（SD活動等）は、定期的に行われているか。

◇ 教育の内容についての特記事項

- (1) 以上の評価項目以外に教育の充実について努力している事項。

（例えば、他の教育機関との単位互換制度、習熟度別授業、情報・メディア教育、国際理解教育、海外研修制度、インターンシップ、女子教育の伝統の継承と発展への取組みなど）

- (2) 特別の事由や事情があり、以上の評価項目及び評価の観点の求めることが実現（達成）できない事項。

<評価領域Ⅲ 教育の実施体制>

教育の内容を効果的に展開する上で重要な役割と責任を担うのが教員であり、組織体としての教員組織であることはいうまでもない。また教育を効率よく遂行していくためには、短期大学の校地・校舎の立地条件や施設・設備その他の教育環境の整備・活用が必要である。特に教育・研究の中心的な施設である図書館あるいは学習資源センターの整備は重要である。

教員組織は、短期大学の学科等ごとに開設された教育課程を展開する上で必要な教員数を確保するとともに、適切かつ妥当な教員資格を有し、教育支援者としての助手や補助職員等を含めて明確な選考基準によって任用され、効果的に配置される必要がある。

教育環境は、教員の教育研究活動を活性化させると同時に、多様な学生の幅広い教育活動を支援する観点からその整備・活用が図られなければならない。また、図書館や学習資源センターは、質的にも量的にも適切な水準の図書・学習用器材・AV資料・情報等を有するとともに、地域社会への発信を含めて開かれた幅広い利用を促進することが大切である。

こうした教育の実施体制を維持しながら、短期大学は、さらにその教育水準の向上を図るために、学生の授業評価や教員間の評価、教職員のFD活動・SD活動等を通じて教育改善への努力を積極的に行うことが求められる。

(評価項目1) 教員組織等が整備されていること

(評価の観点)

- (1) 設置する学科等は、設置基準の教員数の規定（教授数を含む）を充足しているか。
- (2) 教員は学位、教育実績、研究業績、制作物発表、その他の経歴等、短期大学の教員にふさわしい資格と資質を有しているか。
- (3) 教員の採用、昇任はその選考基準等が整備され適切に行われているか。
- (4) 教員の年齢構成はバランスが取れているか。
- (5) 教員は、(a) 授業担当、(b) 研究活動、(c) 学生指導、(d) その他教育研究上の業務に意欲的か。
- (6) 助手、補助職員等が確保され、教育活動等に機能しているか。
- (7) 教育実施にあたる責任体制は確保されているか。

(評価項目2) 教育環境が整備・活用されていること

(評価の観点)

- (1) 短期大学が保有する校地の面積は設置基準の規定を充足しているか。また校地は教育環境として適切に整備されているか。
- (2) 短期大学が保有する校舎の面積は設置基準の規定を充足しているか。また校舎は授業や学生生活のために常に整備され快適な環境となっているか。
- (3) それぞれの授業を行うにふさわしい講義室、演習室、実験・実習室を十分に用意しているか。通信による教育を行う学科の場合には、添削等による指導、印刷教材等の保管・発送のための

施設は整備されているか。

- (4) それぞれの授業を行うにふさわしい情報機器を設置するパソコン教室、マルチメディア教室、LL教室は整備されているか。また学生自習室等は整備されているか。
- (5) 授業用の機器・備品についてその整備システムが確立しているか。また、それぞれの授業を行うための機器・備品は十分に備わっているか。
- (6) 短期大学が保有する校地と校舎は学生や教職員の安全性に配慮しているか。また障害者に対応したものとなっているか。
- (7) 適切な広さの運動場、体育館を有しているか。

(評価項目3) 図書館もしくは学習資源センター等が整備されていること

(評価の観点)

- (1) 図書館（以下、学習資源センター等を含む）の蔵書数、学術雑誌数、AV資料数及び座席数等は、在籍学生数に比し適当か。
- (2) 図書館の広さは充分であり、その環境は適切に整備されているか。また蔵書数の増加等、将来に備えたものとなっているか。
- (3) 年間の図書（以下、学術雑誌、AV資料等を含む）購入予算は充分か。また購入図書選定システムや廃棄システムは確立しているか。
- (4) 図書館には学生が利用できる参考図書、関連図書は十分に備えられているか。
- (5) 司書数、司書の能力、図書検索システムなどを含む、図書館のサービス体制は充分か。
- (6) 学生の図書館利用を活発にするための努力は行っているか。
- (7) 学内外への情報発信、他の図書館との相互利用活動など、図書館活動は活発か。

◇ 教育の実施体制についての特記事項

- (1) 以上の評価項目以外に教育の実施体制について努力している事項。
(例えば、外国人教員の採用、授業の公開、学習評価活動など)
- (2) 特別の事由や事情があり、以上の評価項目及び評価の観点の求めることが実現（達成）できない事項。

<評価領域Ⅳ 教育目標の達成度と教育の効果>

短期大学は、深く専門の学芸を教授研究し、職業又は實際生活に必要な能力を育成することを目的としている。開かれた高等教育機関としての短期大学は、この目的に向けてそれぞれの具体的な教育目標の実現を図るとともに、その効果を広く国民や社会に公表する社会的使命を負っている。

教育の効果は、各短期大学における教育目標の達成度と学生の卒業後の評価という二つの視点からとらえることができる。教育目標の達成度の視点からは、単位認定方法や成績評価の適切性や単位取得状況の妥当性あるいは卒業率・就職率、資格取得率、編入学状況、卒業後の活動などが判断される必要がある。

他方、学生の卒業後評価の視点からは、卒業生の就職先からの評価や卒業生・同窓生からの評価、編入校からの評価を含むものであり、それによって教育実績や教育効果が全体として適切に判断される必要がある。各短期大学にはそうした取組みへの努力が求められる。

(評価項目 1) 教育目標の達成への努力がみられること

〈評価の観点〉

- (1) それぞれの授業の単位認定の方法（試験、レポートや制作物の提出等）は適切か。また単位の取得状況は妥当な範囲であり、担当教員による学習評価は適切に行われているか。
- (2) 担当教員は、授業終了後の学生の満足度に配慮しているか。
- (3) 退学、休学、留年等の学生の全体の学生に占める状況は妥当な範囲か。またそれらの学生に対するケアは充分か。
- (4) 資格取得の取組みと実績は充分であるか。
- (5) 編入学希望に対応しているか。

(評価項目 2) 学生の卒業後評価への取組みの努力がみられること

〈評価の観点〉

- (1) 専門就職（学習した分野に関連する就職）の割合は充分か。
- (2) 卒業生の就職先からの評価について意見を聴取しているか。
- (3) 教育の実績や効果を確認するために卒業生との接触、同窓会との連携等が行われているか。
- (4) 編入先からの評価について意見を聴取しているか。

◇ 教育目標の達成度と教育の効果についての特記事項

- (1) 以上の評価項目以外に教育目標の達成度と教育の効果について努力している事項。
- (2) 特別の事由や事情があり、以上の評価項目及び評価の観点の求めることが実現（達成）できない事項。

<評価領域 V 学生支援>

短期大学は、学生への教育とともに、学生生活に対する幅広い支援が求められる。学生支援は、学生の本務である学習の活性化を促すと同時に、個性豊かな人間性を涵養する上で不可欠なものであり、入学から卒業に至るすべてのプロセスにおいて必要かつ適切な措置が講じられなければならない。

入学に関する支援では、短期大学の理念・目標を反映した入学者選抜方針（アドミッション・ポリシー）の明示をはじめ、入学者選抜方法の多様化及び公正な入学者選抜の実施や、入学後に行われるきめ細かなオリエンテーションなどが求められる。また、学生の学習支援では、適切かつ効果的な履修ガイダンスのほか、学習上の問題や悩みを有する学生に対する指導助言体制とそれにふさわしい措置などが求められる。

学生生活支援は、課外活動や行事、学生サービス（保健管理・カウンセリング、学生食堂、学生寮、下宿、奨学金等）、安全対策あるいは緊急対応（危機管理）といったように多岐にわたっているが、その明確な支援体制と適切な条件整備の確立が必要である。就職や進学などの進路支援では、就職及び進学のための支援体制づくりと必要な措置が求められる。

このほか、留学生や社会人あるいは障害者に対する特別な支援策が求められ、そのためには学生及び教職員全体の理解と協力が不可欠となる。

(評価項目 1) 入学に関する支援が行われていること

(評価の観点)

- (1) 短期大学案内には建学の精神・教育理念や教育目的・教育目標、望ましい学生像等が明示されているか。
- (2) 募集要項には入学者選抜の方針、多様な選抜方法（推薦、一般、AO選抜等）が分かりやすく記載されているか。
- (3) 広報もしくは入試事務の体制が整備され、受験生の問い合わせ等に対して適切に対応できているか。
- (4) 多様な選抜が公正かつ正確に実施されているか。
- (5) 入学手続者に対し入学までに授業や学生生活についての情報を提供できているか。
- (6) 入学者に対し学習、学生生活のためのオリエンテーションは適切に行われているか。

(評価項目 2) 学習支援が組織的に行われていること

(評価の観点)

- (1) 特に学習の動機づけに焦点をあわせた学習や科目選択のためのガイダンス等が適切に行われているか。
- (2) 学生便覧等、学習支援のための印刷物が発行されているか。またそれらの印刷物は学生に理解しやすいものとなっているか。
- (3) 基礎学力が不足する学生に対し、補習授業等の学習支援に対する組織的な取組みに努めているか。
- (4) 学習上の悩みなどの相談にのり、適切な指導助言を行う体制が整備されているか。
通信による教育を行う学科の場合には、添削等による指導の学習支援の体制が整備されているか。
- (5) 進度の早い学生や優秀学生に対する学習上の配慮や学習支援を行っているか。

(評価項目 3) 学生生活支援体制が整備されていること

(評価の観点)

- (1) 生活支援のための教職員の組織（学生指導、厚生補導等）が整備されているか。
- (2) クラブ活動、学園行事、学友会など、学生が主体的に参画する活動が活発に行われ支援体制も確立しているか。
- (3) 休息空間、保健室、学生相談室、食堂、売店の設置等、学生のキャンパス・アメニティへの配慮は充分か。
- (4) 宿舍が必要な学生に適切な支援（学生寮、宿舍の斡旋等）は行われているか。また通学のための便宜（通学バスの運行、駐輪場・駐車場の設置等）は図られているか。
- (5) 奨学金等、学生への経済的支援のための制度は用意されているか。
- (6) 学生の健康管理、メンタルケアやカウンセリングの体制は整っているか。
- (7) 学生個々の記録が作成されているか。またその記録は適切に保管されているか。
- (8) 学生生活に関して学生の意見や要望の聴取に努めているか。

(評価項目4) 進路支援が行われていること

〈評価の観点〉

- (1) 就職支援のための教職員の組織が整備され適切に活動しているか。
- (2) 就職支援室等が完備され、学生に必要な情報が提供できているか。
- (3) 就職のための資格取得、就職試験対策などの支援はなされているか。
- (4) 就職内定率（3 / 3 1 現在）は十分な水準か。
- (5) その他、進学、留学に対する支援は充分になされているか。

(評価項目5) 多様な学生に対する特別な支援が行われていること

(例：留学生・社会人・障害者・長期履修生等)

〈評価の観点〉

- (1) 留学生の学習（日本語教育等）及び生活を支援する体制は整っているか。
- (2) 社会人学生の学習を支援する体制は整っているか。
- (3) 障害者の受入れが可能な施設を整備する等、障害者への支援体制は整っているか。
- (4) 長期履修生を受入れる体制は整っているか。

◇ 学生支援についての特記事項

- (1) 以上の評価項目以外に学生支援について努力している事項。
(例えば、学生の個人情報保護への取組み、成績不良者への支援、長期欠席者に対する援助、学生に対する表彰制度など)
- (2) 特別の事由や事情があり、以上の評価項目及び評価の観点の求めることが実現（達成）できない事項。

<評価領域VI 研究>

短期大学は、基本的には教育機関であり、教員にとっては研究の場でもあるが、教員の研究の中心は教育にあって、研究は教育の基礎として位置づけられなければならない。したがって、いたずらに教員の研究志向を促したり、研究業績主義に陥ったりすることは、短期大学の教育機能の低下を招くだけでなく、基準協会のめざす教育重視の評価そのものを歪めることになる。

教員の研究活動状況については、個々の教員の研究活動をみることに限らず、複数あるいは学科・専攻ごとのグループ研究や短期大学全体としての活動状況を把握することが大切である。また、研究実績とその公開はもとより、特に教員の担当授業科目に関する研究の取組み方法や実践成果が重視される必要がある。

教員の研究活動を活性化させるための条件整備も大切であり、相当の研究費や適切な研究施設・整備、さらには適当な時間的確保にも配慮する必要がある。

(評価項目1) 教員の研究活動が展開されていること

〈評価の観点〉

- (1) 教員の研究活動（論文発表、学会活動、国際会議出席等、その他）は成果をあげているか。
- (2) 教員各個人の研究活動の状況が公開されているか。

- (3) 科学研究費補助金等の申請・採択、研究費の外部からの調達の実績があがっているか。
- (4) 教員あるいは教員グループの担当授業科目に関する研究や教育実践及びその成果についての報告が奨励されているか。

(評価項目 2) 研究活動の活性化のための条件整備が行われていること

〈評価の観点〉

- (1) 教員の研究に係る経費の支出は充分か。また研究経費についての規程が整備されているか。
- (2) 教員の研究成果を発表する機会（研究紀要の発行等）は確保されているか。
- (3) 教員の研究に係る機器、備品、図書等は充分か。
- (4) 教員が研究を行うにふさわしい教員室、研究室または研修室が整備されているか。
- (5) 教員には研究日（研修日）等、教員が研究を行うに十分な時間の確保に配慮がされているか。

◇ 研究についての特記事項

- (1) 以上の評価項目以外に研究について努力している事項。
- (2) 特別の事由や事情があり、以上の評価項目及び評価の観点の求めることが実現（達成）できない事項。

<評価領域Ⅶ 社会的活動>

短期大学は、教育及び研究とともに地域社会を含む社会的活動を重要な使命としている。その発展の歴史からみれば、短期大学は、4年制大学以上に地域社会との関わりを強くもっているといえる。近年の生涯学習の高まりの中で、短期大学が地域の生涯学習機関の中核的な役割を果たすことが要請されており、そのため教育理念や教育目標との関係において社会的活動に対する明確な意味づけを行うとともに、社会人の受け入れやリカレント教育、地域連携等の推進策を検討し、実践に結びつけていく努力が必要である。また、学生の地域活動や地域貢献、ボランティア活動などを積極的に促進させ、これらの社会的活動を適切に評価していくことも求められる。

さらに、短期大学は、その理念・目標との関係において、地域社会に対する社会的活動のみならず、国際化やグローバル化といった社会的変化に対応した国際交流・協力にも取り組むことが求められる。

なお、こうした地域貢献や社会貢献に関する評価においては、短期大学が立地する地域的特性や社会的環境の差異を十分に考慮して行うことが大切である。

(評価項目 1) 社会的活動への取組みが推進されていること

〈評価の観点〉

- (1) 社会的活動についての位置づけが明確にされているか。
- (2) 社会人の受け入れに対して意欲的か。
- (3) 地域社会に向けた公開講座、生涯学習授業、正規授業の開放等を実施しているか。
- (4) 地域社会の行政、商工業、教育機関、文化団体等と効果的な交流活動を行っているか。

(評価項目 2) 学生の社会的活動を促進していること

〈評価の観点〉

- (1) ボランティア活動等を通じて地域社会に貢献しているか。
- (2) 学生の社会的活動（地域活動、地域貢献、ボランティア活動等）に対して積極的に評価しているか。

〔評価項目3〕 国際交流・協力への取組みの努力がみられること

〈評価の観点〉

- (1) 留学生の受け入れ及び留学生の派遣（長期・短期）に対して意欲的か。
- (2) 海外教育機関等との密接な双方向的交流を継続しているか。
- (3) 教職員の留学、海外派遣、国際会議出席等は活発か。

◇ 社会的活動についての特記事項

- (1) 以上の評価項目以外に社会的活動について努力している事項。
（例えば、高大連携など他の教育機関との連携への取組み、その他の社会的活動、日本語教育体制等）
- (2) 特別の事由や事情があり、以上の評価項目及び評価の観点の求めることが実現（達成）できない事項。

＜評価領域Ⅷ 管理運営＞

短期大学の管理運営は、広い意味では教育、研究及び社会サービスのすべての機能に関わる内部組織の管理や、組織を構成する人的・物的要素に係る管理のほか、財務管理やマーケティング等も含むものと考えられる。しかし、ここでは短期大学の内部組織としての法人組織をはじめ、教員組織としての教授会、事務組織及び人的要素としての人事管理という範囲においてこれをとらえる。

管理運営については、教育、研究の一体的で効率的な活動の実現をめざして、学内外の意見にも十分に耳を傾けつつ、自主的・自律的に運営できるような体制を確立する必要がある。そのためには、最高意思決定機関としての理事会の適切な運営をはじめ、理事長・学長を中心とする執行機関による指導性の確立、管理運営に係る機関相互の機能的な役割分担の明確化、教授会における教学に関する審議プロセスや手続きの適切性と合理化のほか、事務部門における組織の整備及び人的・物的整備や管理の適正化などが図られなければならない。また、人事管理においても、規程の整備とともに適切な運用及び全学的な協調の確保が求められる。

〔評価項目1〕 理事会等の学校法人の管理運営体制が確立していること

〈評価の観点〉

- (1) 学校法人の運営全般に理事長のリーダーシップが適切に発揮されているか。
- (2) 理事会は寄附行為の規定に基づいて開催され、学校法人の意思決定機関として適切に運営されているか。
- (3) 監事は寄附行為の規定に基づいて適切に業務を行っているか。
- (4) 評議員会は寄附行為の規定に基づいて開催され、理事会の諮問機関として適切に運営されているか。

- (5) 理事の構成に著しい偏りが無い。

【公立短期大学の場合】

(評価項目 1) 大学全体の管理運営システムについて

〈評価の観点〉

- (1) 学長、教員等の選考は適切か。
- (2) 大学運営の意思決定は適切か。
- (3) 設置者との合意を図るシステムができていないか。
- (4) 外部の意見を取り入れる仕組みはできていないか。
- (5) その他大学全体の管理運営体制と執行は適切か。また今後の改善事項はあるか。

(評価項目 2) 教授会等の短期大学の運営体制が確立していること

〈評価の観点〉

- (1) 短期大学の運営全般に学長のリーダーシップが適切に発揮されているか。
- (2) 教授会は学則等の規定に基づいて開催され、短期大学の教育研究上の審議（諮問）機関として適切に運営されているか。
- (3) 学長もしくは教授会のもとに教育上の委員会等が設置され、規程に基づいて適切に運営されているか。

(評価項目 3) 事務組織が整備されていること

〈評価の観点〉

- (1) 短期大学の事務部門の規模は適切か。また事務職員の任用は適切に行われているか。
- (2) 短期大学の事務部門は事務諸規程等を整備し、それらの規程に基づいて適切に業務を行っているか。
- (3) 事務処理のための事務室、情報機器、施設・備品等は整備されているか。
- (4) 決裁規程に従って決裁処理が適正に行われているか。また公印や重要書類・データの管理、防災対策、情報システムのセキュリティ対策は適切か。
- (5) 事務職員及びその組織は学生から支持され信頼されているか。
- (6) 事務部門にSD活動等を行う組織を設け、日常的に業務の見直しや事務処理の改善に努力しているか。具体的には事務職員の能力開発、事務能力の向上のため内部研修、外部への研修が活発に行われているか。

(評価項目 4) 人事管理が適切に行われていること

〈評価の観点〉

- (1) 学校法人は教職員の就業に関する規程（就業規則、給与規程等）を整備し、それらを教職員に周知するとともにそれらの規程に基づいて適正に処理しているか。
- (2) 学校法人（理事長、理事会）と教職員は、互いの立場を尊重しつつ協力する体制が整っているか。
- (3) 教員と事務職員が互いの立場を尊重しつつ緊密に連携する雰囲気が醸成されているか。

(4) 教職員の健康管理、就業環境の改善、就業時間の順守等は配慮されているか。

(注) 公立短期大学については、上記(1)及び(2)の学校法人等の用語は、設置者(又は学長)等に読み替える。

◇ 管理運営についての特記事項

(1) 以上の評価項目以外に管理運営について努力している事項。

(2) 特別の事由や事情があり、以上の評価項目及び評価の観点の求めることが実現(達成)できない事項。

<評価領域区 財 務>

財務運営では、将来のビジョンを目指した中・長期計画に基づいて翌年度の事業計画及び予算編成方針を策定し、学校法人及び短期大学の建学の精神による基本方針を基に各部門との調整を行い、総合予算を編成し、各部門に伝達する。予算執行状況のチェック、財務部門の職務分掌など内部統制制度の整備に努めるとともに、監事の監査機能の有効性を高め、公認会計士監査における指摘事項があれば改善策を検討し、監事との連携を図ることが必要である。また改正私立学校法に基づく情報公開のあり方について検討を進める。

財務体質は、教育研究の質の向上に多大な影響を与える。一方、定員の充足率と教育水準の維持向上が財務体質の強化につながることは言を俟たない。財務体質の現況を把握するために、学内外の情報を収集し、過去3ヶ年にわたる財務分析と学科別等の収支状況、入学者と在籍者の分析及び進路分析等の統計資料を整備する必要がある。同時に貸借対照表の資産、負債の状況とその改善についても常に留意する。

施設設備、物品の管理は、固定資産管理規程等、財務諸規程の整備と見直し、さらにはこれらの台帳管理と点検を適時に行い、財産目録等との整合性をはかることが肝要である。さらに、コンピュータシステムのセキュリティ対策等の危機管理を含め、災害、防犯等に対処する施設設備の整備と運用の点検が重要である。

(評価項目1) 財務運営が適切に行われていること

(評価の観点)

(1) 学校法人及び短期大学は、中・長期計画に基づいた毎年度の事業計画と予算を、関係部門の意向を集約し、適切な時期に決定しているか。また、決定した事業計画と予算は速やかに関係部門に伝達しているか。

(2) 年度予算は、適正に執行されているか。日常的な出納業務は円滑に実施され、所管担当責任者を経て理事長に報告されているか。

(3) 決算終了後の計算書類、財産目録等は、法人の経営状況及び財政状態を適正に表示しているか。これに係る監事の機能は有効に働いているか。また、公認会計士の監査意見への対応は適切か。

(4) 資産及び資金(有価証券を含む)の管理と運用については、資産等の管理台帳、資金出納簿などに適切な会計処理に基づいて記録され、安全かつ適正に管理されているか。また、寄付金の募集及び学校債の発行は適正か。

- (5) 月次試算表が毎月適時に作成され、財務担当責任者を経て理事長に報告されているか。
- (6) 改正私立学校法の規定に基づき、財務情報を適切に公開しているか。

【公立短期大学の場合】

（評価項目 1）財務運営について

- (1) 中、長期の事業計画に基づき毎年度予算が適切に立てられているか。
- (2) 歳出予算は適切に執行され、効率的に使われているか。
- (3) 学内における予算配分状況及び手続きは適切か。
- (4) 歳入歳出決算の会計処理は地方自治法等に基づき適正に行われているか。
- (5) 内部、外部の監査は行われているか。

（評価項目 2）財務体質が健全であること

（評価の観点）

- (1) 学校法人及び短期大学の経営の状況（資金収支及び消費収支）は、評価を受ける過去3ヶ年にわたり均衡しているか。消費収支計算における収入超過または支出超過の状況について、その理由を把握しているか。
- (2) 学校法人の財政状態（貸借対照表）は健全に推移しているか。短期大学の経営状況が法人の財政にどのような影響を与えているかを把握しているか。
- (3) 短期大学の永続を可能とする学校法人の資金は、健全に維持されているか。余裕資金については、将来計画を見込んで目的別に引当資産化しているか。単に現預金のみで留保資金が集中していないか。
- (4) 短期大学の教育研究経費は、評価を受ける過去3ヶ年の平均が帰属収入の20%程度を超えているか。短期大学に係る教育研究用の施設設備及び学習資源（図書等）についての配分は適切か。
- (5) 財務体質は定員充足率いかににかかっており、過去3ヶ年の平均及び直近年度の充足は妥当か。過去3ヶ年の収容定員充足率に相応した財務体質を維持しているか。

【公立短期大学の場合】

（評価項目 2）財務体質について

- (1) 一般財源の中に占める短期大学経費の割合、支出水準は適切か。
- (2) 専任教員及び学生1人当りの経常費は適切か。
- (3) 民間資金等外部資金の導入に努力しているか。
- (4) 授業料の額は適正か。また、歳入は予定通りか。
- (5) 地方交付税の基準財政需要額の教育費に対する単位費用は適切か。

（評価項目 3）短期大学に必要な施設設備が整備され、その管理が適切に行われていること

（評価の観点）

- (1) 固定資産管理規程、図書管理規程、消耗品及び貯蔵品管理規程等の財務諸規程を含め整備し、施設設備、物品（消耗品、貯蔵品等）を適切に管理しているか。

- (2) 施設設備の維持管理について、火災等災害対策、防犯対策、避難対策に対処した整備及び定期的な点検訓練がなされているか。コンピュータシステムのセキュリティ対策は適切か。
- (3) 施設設備の維持管理において、省エネ・省資源対策、その他地球環境保全の配慮がなされているか。

◇ 財務の管理についての特記事項

- (1) 以上の評価項目以外に財務管理について努力している事項。
- (2) 特別の事由や事情があり、以上の評価項目及び評価の観点の求めることが実現（達成）できない事項。

<評価領域X 改革・改善>

短期大学は、常に自らの点検・評価を通じて、その教育と研究の水準の向上を当該短期大学が社会や学生のニーズに応じるための教育・研究活動の改革・改善によって実現することが求められる。そのためには、自己点検・評価を恒常的に行うための組織体制や実施手続きが確立され、同時に点検・評価の結果を新たな充実・改善に結びつける学内システムの構築に向けた努力も行われなければならない。

また、法律に基づく第三者評価の他に、先導的に試行・実践してきた短期大学同士が相互に評価し合う「相互評価」についても尊重される必要がある。この相互評価は、それぞれの自己点検・評価の客観性・妥当性を相互に確認する作業として、また短期大学の存在意義を広く国民や社会にアピールする共通の努力として、今後さらに広範な展開が期待される。

(評価項目1) 自己点検・評価活動の実施体制が確立していること

《評価の観点》

- (1) 自己点検・評価のための規程及び組織を整備し、定期的に自己点検・評価を行っているか。
- (2) 定期的に自己点検・評価報告書が公表されているか。

(評価項目2) 改革・改善のためのシステム構築への努力がみられること

《評価の観点》

- (1) 自己点検・評価活動には出来るだけ多くの教職員が関与するよう配慮されているか。
- (2) 自己点検・評価の成果を出来るだけ活用するよう配慮しているか。

(評価項目3) 相互評価（独自に行う外部評価を含む。以下、評価の観点も同じ）への取組みに努力していること

《評価の観点》

- (1) 前の第三者評価から今回までの間に相互評価を実施したか。
- (2) 相互評価のための規程及び組織を整備し、定期的に相互評価を行っているか。
- (3) 相互評価の成果を出来るだけ活用するよう配慮しているか。

◇ 改革・改善についての特記事項

(1) 以上の評価項目以外に改革・改善について努力している事項。

(例えば、教員及び職員に対する研修の実施など)

(2) 特別の事由や事情があり、以上の評価項目及び評価の観点の求めることが実現（達成）できない事項。

< ** 将来計画の策定（自由記述欄） >

以 上

資料3 評価組織

理事会理事及び監事一覧

◎：理事長 ○：副理事長 ☆：監事

氏名	現職	氏名	現職
◎ 関口 修	郡山女子大学短期大学部／理事長・学長	佐久間勝彦	千葉経済大学短期大学部／理事長・学長
○ 原田 博史	岡山短期大学／理事長・学長	佐々木公明	桜田通り総合法律事務所／弁護士
○ 福元 裕二	西九州大学短期大学部／理事長・学長	清水 一彦	山梨県立大学／理事長・学長
麻生 隆史	山口短期大学／理事長・学長	滝川 嘉彦	名古屋文理大学短期大学部／理事長・学園長
一谷 宣宏	園田学園大学短期大学部／理事長	竹田 貴文	一般財団法人短期大学基準協会／事務局長
大野 博之	国際学院埼玉短期大学／副理事長・学長	館 昭	桜美林大学／教授
奥田 吾朗	大阪国際大学短期大学部／理事長	ジョイ・津野田幸子	聖徳大学／学長補佐・教授
川並 弘純	聖徳大学短期大学部／理事長・学長	八耳 俊文	青山学院女子短期大学／学長
工藤 智規	東京電機大学／理事	☆ 小口 春久	日本歯科大学東京短期大学／学長
越塚 宗孝	札幌国際大学短期大学部／学長	☆ 齋藤 力夫	永和監査法人／会長
坂根 康秀	香蘭女子短期大学／理事長・学長	☆ 谷本 榮子	関西外国語大学短期大学部／理事長・学長

(平成28年12月現在)

第三者評価委員会委員一覧

◎：委員長 ○：副委員長

氏名	現職	氏名	現職
◎ 原田 博史	岡山短期大学／理事長・学長	滝川 嘉彦	名古屋文理大学短期大学部／理事長・学園長
○ 麻生 隆史	山口短期大学／理事長・学長	田久昌次郎	いわき短期大学／学長
安部恵美子	長崎短期大学／学長	館 昭	桜美林大学／教授
大野 博之	国際学院埼玉短期大学／副理事長・学長	谷本 榮子	関西外国語大学短期大学部／理事長・学長
奥田 吾朗	大阪国際大学短期大学部／理事長	富永 和也	富永公認会計士・税理士事務所／ 所長・公認会計士・税理士
金子 邦彦	明治大学／教授	野澤 智	城西短期大学／教授
川並 弘純	聖徳大学短期大学部／理事長・学長	早田 幸政	中央大学／教授
城戸 章宏	北海道科学大学短期大学部／短期大学部長・ 教授	平野 幸治	上智大学短期大学部／教授
桐原 由美	聖セシリア女子短期大学／教授・教務課長	福井 洋子	大手前短期大学／学長
坂根 康秀	香蘭女子短期大学／理事長・学長	布施 千草	植草学園短期大学／学科長・教授
佐藤 善一	女子美術大学短期大学部／名誉教授	森本 晴生	新渡戸文化短期大学／学園長
清水 一彦	山梨県立大学／理事長・学長	和賀 崇	岡山大学／准教授
高木 明郎	国際短期大学／学長		

(平成28年12月現在)

第三者評価審査委員会委員一覧

◎:委員長 ○:副委員長

氏名	現職	氏名	現職
◎ 佐久間勝彦	千葉経済大学短期大学部/理事長・学長	佐々木 公明	桜田通り総合法律事務所/弁護士
○ 一谷 宣宏	園田学園女子大学短期大学部/理事長	田中 義郎	桜美林大学/総長補佐・総合研究機構長・教授
工藤 智規	東京電機大学/理事		

(平成 28 年 12 月現在)

資料 4 評価員一覧 (平成 28 年度)

(五十音順)

大野 博之 川並 弘純 佐藤 善一 高木 明郎 野澤 智

森本 晴生

以上 (6名)

聖セシリア女子短期大学の概要

設置者	学校法人 大和学園
理事長	安藤 公子
学 長	安藤 公子
A L O	大谷 純一
開設年月日	昭和 25 年 4 月 1 日
所在地	神奈川県大和市林間 2-6-11

<平成 28 年 5 月 1 日現在>

設置学科及び入学定員（募集停止を除く）

学科	専攻	入学定員
幼児教育学科		100
	合計	100

専攻科及び入学定員（募集停止を除く）

なし

通信教育及び入学定員（募集停止を除く）

なし

機関別評価結果

聖セシリア女子短期大学は、平成 22 年度の再評価の結果、本協会が定める当該年度の短期大学評価基準を満たしたことから、平成 28 年 12 月 15 日付で適格と認める。

1. 総評

平成 21 年 6 月 9 日付で当該短期大学からの申請を受け、本協会は第三者評価を行ったところであるが、当該短期大学を設置する学校法人の財務体質は極めて厳しい状況にあり、本協会が定める短期大学評価基準を一部満たしていないと判断した。すなわち、当該短期大学を設置する学校法人の財的資源の改善は急務である。ただし、本協会は当該学校法人の改善意思及び改善計画を確認したので、機関別評価結果を保留とした。

その後、平成 23 年 2 月 12 日付、平成 24 年 7 月 14 日付、平成 26 年 7 月 14 日付で当該短期大学からの申請を受け、評価領域IX「財務」についての再評価を行ったが、いずれも改善が不十分であると判断し評価を継続することとした。

今回、平成 28 年 4 月 26 日付で申請を受け、評価領域IX「財務」について再評価した結果、下記のとおり「合」と評価したので、機関別評価を適格とした。今後も継続的に自己点検・評価を行い、教育の質保証と短期大学の向上・充実に努めることを期待する。

2. 領域別評価結果

評価領域	評価結果
評価領域IX 財務	合

評価領域IX 財務

当該短期大学の財務の状況は平成 27 年度の状況をみても事業活動収入に対して事業活動支出が超過しており、依然として支出超過の状態が続いている。また、学校法人の負債も多いことから、財務状態が十分に改善しているとはいえない。しかしながら、平成 22 年度に策定した改善計画に基づき、人件費（役員報酬及び職員人件費）を抑制し、管理経費を削減するなど、学校法人と短期大学の財務体質について継続的に改善努力を行ってきた。また、借入金についても、毎年度計画的に返済している。このことから、経営改善計画が適正に策定されていると認めるが、改善状況は計画より遅れており、更なる努力が必要である。

今後とも、改善計画を着実に実施し、学校法人と短期大学の財務体質のより一層の改善を図ることが必要である。

夙川学院短期大学の概要

設置者	学校法人 夙川学院
理事長	藤田 幸男
学 長	岡崎 公典
A L O	三木 麻子
開設年月日	昭和 40 年 4 月 1 日
所在地	兵庫県神戸市中央区港島 1-3-11

<平成 28 年 5 月 1 日現在>

設置学科及び入学定員（募集停止を除く）

学科	専攻	入学定員
児童教育学科		170
	合計	170

専攻科及び入学定員（募集停止を除く）

なし

通信教育及び入学定員（募集停止を除く）

なし

機関別評価結果

夙川学院短期大学は、平成 22 年度の再評価の結果、本協会が定める当該年度の短期大学評価基準を満たしたことから、平成 28 年 12 月 15 日付で適格と認める。

1. 総評

平成 22 年 2 月 23 日付で当該短期大学からの申請を受け、本協会は第三者評価を行ったところであるが、当該短期大学を設置する学校法人の財務体質は極めて厳しい状況にあり、本協会が定める短期大学評価基準を一部満たしていないと判断した。すなわち、当該短期大学を設置する学校法人の財務資源の改善は急務である。ただし、本協会は当該学校法人の改善意思及び改善計画を確認したので、機関別評価結果を保留とした。

その後、平成 23 年 2 月 10 日付、平成 24 年 7 月 28 日付、平成 26 年 7 月 28 日付で当該短期大学からの申請を受け、評価領域IX「財務」についての再評価を行ったが、いずれも改善が不十分であると判断し評価を継続することとした。

今回、平成 28 年 5 月 16 日付で申請を受け、評価領域IX「財務」について再評価した結果、下記のとおり「合」と評価したので、機関別評価を適格とした。今後も継続的に自己点検・評価を行い、教育の質保証と短期大学の向上・充実に努めることを期待する。

2. 領域別評価結果

評価領域	評価結果
評価領域IX 財務	合

評価領域IX 財務

設置する学校の一部を在校生に対して配慮を行いつつ移転しており、平成 27 年度にキャンパスの一部を売却したことなどにより、外部負債を全て返済した。

平成 27 年度の学生確保の状況は、堅調である。財務の状況について、短期大学はキャンパスの集約化等による過渡的な状況により平成 27 年度に支出超過となったものの、学校法人全体では 2 年連続で収入超過となっている。経営改善を着実に実行し、財務状況が改善されていると認めるが、更なる努力が必要である。

今後も、改善計画を着実に実施し、短期大学の財務体質のより一層の改善を図ることを期待する。

福岡こども短期大学の概要

設置者	学校法人 都築育英学園
理事長	都築 明寿香
学 長	都築 仁子
A L O	松本 潤
開設年月日	昭和 50 年 4 月 1 日
所在地	福岡県太宰府市五条 3 丁目 11 番 25 号

<平成 28 年 5 月 1 日現在>

設置学科及び入学定員（募集停止を除く）

学科	専攻	入学定員
こども教育学科		350
	合計	350

専攻科及び入学定員（募集停止を除く）

なし

通信教育及び入学定員（募集停止を除く）

なし

機関別評価結果

福岡こども短期大学は、平成 22 年度の再評価の結果、本協会が定める当該年度の短期大学評価基準を満たしたことから、平成 28 年 12 月 15 日付で適格と認める。

1. 総評

平成 21 年 6 月 17 日付で当該短期大学からの申請を受け、本協会は第三者評価を行ったところであるが、当該短期大学を設置する学校法人の財務体質は極めて厳しい状況にあり、本協会が定める短期大学評価基準を一部満たしていないと判断した。すなわち、当該短期大学を設置する学校法人の財務的資源の改善は急務である。ただし、本協会は当該学校法人の改善意思及び改善計画を確認したので、機関別評価結果を保留とした。

その後、平成 23 年 2 月 10 日付、平成 24 年 5 月 7 日付、平成 26 年 2 月 8 日付で当該短期大学からの申請を受け、評価領域IX「財務」についての再評価を行ったが、いずれも改善が不十分であると判断し評価を継続することとした。

今回、平成 28 年 4 月 25 日付で申請を受け、評価領域IX「財務」について再評価した結果、下記のとおり「合」と評価したので、機関別評価を適格とした。今後も継続的に自己点検・評価を行い、教育の質保証と短期大学の向上・充実に努めることを期待する。

2. 領域別評価結果

評価領域	評価結果
評価領域IX 財務	合

評価領域IX 財務

財務の状況は、短期大学は入学定員充足率及び収容定員充足率とも改善されてきており、平成 27 年度は収入超過となった。学校法人全体は 3 年連続で支出超過となっているが、支出超過の割合は平成 27 年度は改善されている。懸念事項であったグループ内の「関係法人」に対する担保提供は平成 27 年度に解消した。「関係法人」の長期貸付金は、平成 28 年度内に解消する計画となっている。財務状況は改善の傾向にあると認めるが、計画の実行が遅れており、更なる努力が必要である。

今後とも、改善計画を着実に実施し、学校法人の財務体質がより一層改善されることを期待する。

参考 会員校一覧（平成 28 年度）

（都道府県別・五十音順）

旭川大学短期大学部	つくば国際短期大学	愛国学園短期大学
帯広大谷短期大学	常磐短期大学	青山学院女子短期大学
釧路短期大学	足利短期大学	有明教育芸術短期大学
光塩学園女子短期大学	宇都宮短期大学	大妻女子大学短期大学部
國學院大學北海道短期大学部	宇都宮文星短期大学	共立女子短期大学
札幌国際大学短期大学部	國學院大學栃木短期大学	国際短期大学
札幌大学女子短期大学部	作新学院大学女子短期大学部	駒沢女子短期大学
拓殖大学北海道短期大学	佐野短期大学	実践女子大学短期大学
函館大谷短期大学	育英短期大学	自由が丘産能短期大学
函館短期大学	関東短期大学	淑徳大学短期大学部
北翔大学短期大学部	桐生大学短期大学部	女子栄養大学短期大学部
北星学園大学短期大学部	群馬医療福祉大学短期大学部	女子美術大学短期大学部
北海道科学大学短期大学部	高崎商科大学短期大学部	白梅学園短期大学
北海道武蔵女子短期大学	東京福祉大学短期大学部	杉野服飾大学短期大学部
青森明の星短期大学	新島学園短期大学	星美学園短期大学
青森中央短期大学	明和学園短期大学	創価女子短期大学
八戸学院短期大学	秋草学園短期大学	鶴川女子短期大学
東北女子短期大学	浦和大学短期大学部	帝京大学短期大学
弘前医療福祉大学短期大学部	川口短期大学	帝京短期大学
岩手看護短期大学	国際学院埼玉短期大学	貞静学園短期大学
修紅短期大学	埼玉医科大学短期大学	戸板女子短期大学
盛岡大学短期大学部	埼玉純真短期大学	東京家政大学短期大学部
聖和学園短期大学	埼玉女子短期大学	東京交通短期大学
仙台青葉学院短期大学	埼玉東萌短期大学	東京女子体育短期大学
東北生活文化大学短期大学部	城西短期大学	東京成徳短期大学
宮城誠真短期大学	武蔵丘短期大学	東京立正短期大学
秋田栄養短期大学	武蔵野短期大学	東邦音楽短期大学
聖霊女子短期大学	山村学園短期大学	桐朋学園芸術短期大学
聖園学園短期大学	植草学園短期大学	新渡戸文化短期大学
羽陽学園短期大学	昭和学院短期大学	日本歯科大学東京短期大学
東北文教大学短期大学部	聖徳大学短期大学部	目白大学短期大学部
いわき短期大学	清和大学短期大学部	山野美容芸術短期大学
郡山女子大学短期大学部	千葉敬愛短期大学	立教女学院短期大学
桜の聖母短期大学	千葉経済大学短期大学部	和泉短期大学
福島学院大学短期大学部	千葉明德短期大学	小田原短期大学
茨城女子短期大学	東京経営短期大学	神奈川歯科大学短期大学部

鎌倉女子大学短期大学部
相模女子大学短期大学部
上智大学短期大学部
湘北短期大学
聖セシリア女子短期大学
洗足こども短期大学
鶴見大学短期大学部
東海大学医療技術短期大学
横浜女子短期大学
新潟工業短期大学
新潟青陵大学短期大学部
新潟中央短期大学
日本歯科大学新潟短期大学
明倫短期大学
富山短期大学
富山福祉短期大学
金沢学院短期大学
金城大学短期大学部
小松短期大学
金沢星稜大学女子短期大学部
仁愛女子短期大学
帝京学園短期大学
山梨学院短期大学
飯田女子短期大学
上田女子短期大学
佐久大学信州短期大学部
信州豊南短期大学
清泉女学院短期大学
長野女子短期大学
松本大学松商短期大学部
松本短期大学
大垣女子短期大学
岐阜聖徳学園大学短期大学部
岐阜保健短期大学
正眼短期大学
高山自動車短期大学

中京学院大学中京短期大学部
中部学院大学短期大学部
東海学院大学短期大学部
中日本自動車短期大学
平成医療短期大学
東海大学短期大学部
常葉学園短期大学
浜松学院大学短期大学部
愛知医療学院短期大学
愛知学院大学短期大学部
愛知学泉短期大学
愛知きわみ看護短期大学
愛知工科大学自動車短期大学
愛知江南短期大学
愛知産業大学短期大学
愛知大学短期大学部
愛知文教女子短期大学
愛知みずほ大学短期大学部
岡崎女子短期大学
修文大学短期大学部
豊橋創造大学短期大学部
名古屋学芸大学短期大学部
名古屋経営短期大学
名古屋経済大学短期大学部
名古屋女子大学短期大学部
名古屋短期大学
名古屋文化短期大学
名古屋文理大学短期大学部
名古屋柳城短期大学
南山大学短期大学部
鈴鹿大学短期大学部
高田短期大学
滋賀短期大学
滋賀文教短期大学
池坊短期大学
華頂短期大学

京都外国語短期大学
京都経済短期大学
京都光華女子大学短期大学部
京都嵯峨芸術大学短期大学部
京都西山短期大学
京都文教短期大学
京都聖母女学院短期大学
成美大学短期大学部
藍野大学短期大学部
大阪青山大学短期大学部
大阪学院大学短期大学部
大阪キリスト教短期大学
大阪健康福祉短期大学
大阪国際大学短期大学部
大阪城南女子短期大学
大阪女学院短期大学
大阪女子短期大学
大阪信愛女学院短期大学
大阪成蹊短期大学
大阪千代田短期大学
大阪夕陽丘学園短期大学
関西外国語大学短期大学部
関西女子短期大学
近畿大学短期大学部
堺女子短期大学
四條畷学園短期大学
四天王寺大学短期大学部
樟蔭東女子短期大学
常磐会短期大学
東大阪大学短期大学部
プール学院大学短期大学部
平安女学院大学短期大学部
芦屋学園短期大学
大手前短期大学
豊岡短期大学
甲子園短期大学

神戸女子短期大学
神戸常盤大学短期大学部
神戸山手短期大学
産業技術短期大学
夙川学院短期大学
頌栄短期大学
聖和短期大学
園田学園女子大学短期大学部
東洋食品工業短期大学
姫路日ノ本短期大学
湊川短期大学
武庫川女子大学短期大学部
奈良芸術短期大学
奈良佐保短期大学
奈良学園大学奈良文化女子短期大学
白鳳短期大学
和歌山信愛女子短期大学
鳥取短期大学
岡山短期大学
川崎医療短期大学
作陽音楽短期大学
山陽学園短期大学
就実短期大学
中国短期大学
美作大学短期大学部
山陽女子短期大学
鈴峯女子短期大学
比治山大学短期大学部
広島国際学院大学自動車短期大学部
広島文化学園短期大学
安田女子短期大学
岩国短期大学
宇部フロンティア大学短期大学部
下関短期大学
山口芸術短期大学
山口短期大学

四国大学短期大学部
徳島工業短期大学
徳島文理大学短期大学部
香川短期大学
高松短期大学
今治明德短期大学
環太平洋大学短期大学部
聖力タリナ大学短期大学部
松山東雲短期大学
松山短期大学
高知学園短期大学
折尾愛真短期大学
九州大谷短期大学
九州女子短期大学
九州造形短期大学
近畿大学九州短期大学
久留米信愛女学院短期大学
香蘭女子短期大学
純真短期大学
精華女子短期大学
西南女学院大学短期大学部
東海大学福岡短期大学
西日本短期大学
東筑紫短期大学
福岡医療短期大学
福岡工業大学短期大学部
福岡こども短期大学
福岡女学院大学短期大学部
福岡女子短期大学
九州龍谷短期大学
佐賀女子短期大学
西九州大学短期大学部
長崎女子短期大学
長崎短期大学
尚絅大学短期大学部
中九州短期大学

大分短期大学
東九州短期大学
別府大学短期大学部
別府溝部学園短期大学
南九州短期大学
宮崎学園短期大学
鹿児島純心女子短期大学
鹿児島女子短期大学
第一幼児教育短期大学
沖縄キリスト教短期大学
沖縄女子短期大学
以上（299校）

